

# 令和7年度事業計画

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営と社会的ニーズに即応した積極的な事業展開を推進するとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際協力事業、広報事業等の各種事業を実施する。

## I 電子マニフェスト事業

JWセンターでは、2.（1）重点普及対象をはじめとする排出事業者及び処理業者に電子マニフェストへの加入を促進することにより、令和7年度末において加入者数は33.7万者、年間登録件数は4,530万件の普及を見込んでいる。

引き続きシステムの安定運用と利便性の向上を図るとともに、電子マニフェスト情報の有効活用に向けた取組みを積極的に展開する。

### 1. 令和7年度電子マニフェスト普及見通し

令和7年度における電子マニフェスト普及見通しは下表のとおりである。

なお、電子マニフェストの普及の状況を把握するための指標について、第五次循環型社会推進基本計画（令和6年8月閣議決定）では「産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率」となったことを踏まえ、JWセンターにおいても令和7年度から普及の指標として捕捉率を採用する。環境省で算出した令和3年度の産業廃棄物委託処理量は159,727千tであることから、捕捉率は160,000千tを分母とし、電子マニフェストで把握する委託量を分子として算出する。

また、従来採用していた電子化率（年間総マニフェスト数に対する年間電子マニフェスト登録件数の比率）については、令和4年度の環境省のマニフェスト件数調査を踏まえ、年間総マニフェスト数を70,000千件として計算し、補助的な指標とする。

区分 年度	加入者数							マニフェスト 年間委託量 (千t) (捕捉率*1)	マニフェスト 年間登録件数 (千件) (電子化率*2)
	排出事業者				収集運搬 業者	処分 業者	合計		
	A料金	B料金	C料金	計					
令和6年度 実績見込み	3,790	50,800	226,000	280,590	30,580	10,280	321,450	102,300 (64%)	43,000 (61%)
令和7年度 見通し	3,830	55,400	234,000	293,230	32,800	10,500	336,530	105,500 (66%)	45,300 (65%)

(※1) 年間総処理委託産業廃棄物量を160,000千tとして電子化率を算出

(※2) 年間総マニフェスト数を70,000千件として電子化率を算出

### 2. 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、引き続き、国、地方公共団体、関係業界団体等と連携して以下の事業を実施する。

### (1) 重点普及対象への普及活動

- 1) 電子マニフェスト導入によるメリットが大きい多量排出事業者への普及促進を図る。
- 2) 産業廃棄物の排出量が多い種類（汚泥、がれき類）において、電子マニフェストの利用割合が比較的少ない下水道業（汚泥）、建設業（がれき類）の普及促進を図るため、関係業界団体等と連携し加入を働きかける。
- 3) 国、地方公共団体等が委託する産業廃棄物処理や発注する公共事業での電子マニフェストの利用を促進するため、都道府県等の廃棄物担当部局、公共事業の所管府省、入札・契約の担当部局等に対し、公共事業における電子マニフェストの利用を働きかける。

### (2) 電子マニフェスト導入に向けた情報提供の充実

いつでもWeb上で閲覧できる電子マニフェスト導入に向けた説明動画・資料を充実させ、情報を必要とする未加入者に効果的に提供する手法を検討する。また、国、地方公共団体、関係業界団体等と連携し、電子マニフェスト導入説明会（導入実務説明会、操作体験セミナー）を開催する。

### (3) 加入者サポート

電子マニフェストを円滑に導入・利用していただくために電話やメールによるサポートを行うほか、ホームページの情報を整理・充実させることにより電子マニフェストへの加入方法や利用方法等の効率的な周知を図る。

## 3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

電子マニフェストシステムは、電子マニフェストの登録件数が伸び、その処理量が増加する中、令和7年度も安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を継続し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持する。

また、次期機器更新の構築に着手（作業期間：令和7年9月～令和9年1月予定）する。

## 4. 電子マニフェスト情報の利活用の推進

令和9年4月に施行される廃棄物処理法省令改正による電子マニフェストへの項目追加に対応したシステム開発を進め、対象加入者が円滑に利用できるように資料の整備、説明会の実施などにより情報提供を実施する。さらに、JWセンターに蓄積される情報を循環型社会形成推進に向けて活用していくための検討を進める。

## II 教育研修事業

### 1. 講習会事業

廃棄物処理法の関係規定に対応する以下の講習会を（公社）全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会並びに（公社）日本医師会の協力のもとに、計画的に実施する。

講習会はオンライン講義と会場試験を組み合わせた講習会（オンライン形式）とあわせて、対面による講習会（対面形式）を実施する。

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。） 6 課程

なお、新規講習会は、廃棄物の広域認定制度の適用を受けようとする者、使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする者も受講対象として行う。

2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（以下「特管責任者講習会」という。）  
2 課程

3) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB講習会」という。）  
1 課程

(1) 講習会の開催計画（試験回数）

1) 新規講習会	258 回	14,400 名
2) 更新講習会	282 回	22,700 名
3) 特管責任者講習会	124 回	13,300 名
4) PCB講習会	5 回	250 名
計	669 回	50,650 名

(2) 委員会の開催

講習会を適切かつ円滑に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」及び修了試験問題等を審議する「講習会試験委員会」を各々2回開催する。

(3) 講習会テキストの見直し等

廃棄物の資源循環への取組みが求められていること等を踏まえ、科目名を「環境・循環型社会概論」から「環境・資源循環概論」に変更し、資源循環に関する内容を充実させ実施する。

なお、資源循環について処理業界へのより一層の浸透を図るため、新規講習会に加え、令和7年度より更新講習会においても「環境・資源循環概論」を実施する。

## 2. 研修事業

排出企業を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会～廃棄物処理の基礎から実務まで～」及び業種別のマネジメント研修会（建設業）についてWeb会議システムを活用した双方向（ライブ形式）での研修会を実施する。

産業廃棄物マネジメント研修会	12 回	1,200 名
建設業マネジメント研修会	5 回	500 名

## III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた基準に則った評価を行うとともに、医療機関等の排出事業者や感染性廃棄物処理業者に対して容器選定の参考情報の提供等を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施する。

## IV 調査事業

- (1) 国内外の廃棄物情報の有効活用に関する先進事例を踏まえ、国、地方公共団体、事業者等における電子マニフェスト情報の有効活用方策やデータ分析ツールを利用した情報利活用の高度化を検討するための調査を実施する。
- (2) 廃棄物処理分野の将来を見据えて、2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組状況、廃プラスチック類等の資源循環や太陽光パネルのリサイクル推進の取組状況等に関する調査を実施する。
- (3) 国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報を収集し、整理を行うとともに、その成果については、学会発表等を通じて広く情報提供を行う。

## V 国際協力事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、次の事業を実施する。

- (1) 情報交換等の推進  
韓国、台湾等の電子マニフェスト実施機関等との交流、情報交換等を進めるため、日韓台ネットワーク会議を開催する。
- (2) 政府の関係事業への協力等  
関係団体等との連携を図りつつ、政府の関係事業への国際協力を進める。

## VI 広報事業

### 1. JW懇話会

JWセンターの役員等関係者間の情報交換を進めるための「JW懇話会」を実施する。

### 2. 機関誌の発行

JWセンターの事業に関する機関誌を発行する。

- (1) 発行回数 年4回（季刊）
- (2) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

### 3. 書籍の出版等

廃棄物処理に関する書籍「廃棄物処理法令（三段対照）・通知集（令和7年版）」の編集及び販売協力を行う。

### 4. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、教育研修事業などJWセンターの活動、行政の動向、産業廃棄物の基礎知識、産業廃棄物処理に関する基礎データ等について、適宜ホームページに掲載するとともに、定期的なメールマガジンの送信により、JWセンター関係者（電子マニフェスト加入者や講習会等の受講者を含む。）に対する情報提供を行う。

### 5. Web講座の開催

JWセンター職員の産業廃棄物の知識向上や国、地方公共団体に対する貢献等を目的に実施している「廃棄物処理法初心者のためのWEB講座」を引き続き、Web会議システムを利用して開催する。

## **VII その他の公益事業等**

### **1. 全国大会の開催**

産業廃棄物関係3団体（（公社）全国産業資源循環連合会、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団、JWセンター）の共催による「資源循環と環境を考える全国大会」（令和7年度より名称変更）を開催する。

### **2. 情報セキュリティ対策の充実強化等**

JWセンターのより一層のセキュリティ対策の充実強化を図り、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格であるISO27001の実践・維持向上に引き続き努める。

### **3. 新公益法人制度の対応等**

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の改正法が令和6年5月22日に公布、令和7年4月1日から施行され、財務規律の柔軟性・明確化、行政手続きの簡素化・合理化、自律的なガバナンスの充実、透明性の向上が求められることとなる。今後、改正内容を踏まえ、定款の変更（財務諸表の名称変更）や新会計基準の適用時期等を検討し、適切に対応する。